◎給与所得者異動届出書の記載のしかた

税額通知書を通知してから最終の徴収月までの月と、その徴収した税額を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の氏名を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の生年月日を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の個人番号を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の令和７年１月１日現在の住所を書いてください。

退職などにより住所を変更されたときは、その新しい住所を書いてください。なお、不明のときは本籍地を書いてください。

給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収（特別徴収で納入）する場合は該当番号を記入してください。

一括徴収しない場合はその理由について該当番号を記入してください。

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与差引しているえは特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。**

3 給与所得者本人が国外へ出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 7

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地 〒

名称

個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

担当者 課係 氏名 電話番号 内線

6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

7年度 特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

給与所得者 フリガナ 氏名 新姓

生年月日 元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日

個人番号

住所 1月1日現在 異動後

（ア）特別徴収税額（年税額） 円

（イ）徴収済税額 月分から 月分まで 円

（ウ）未徴収税額（ア）－（イ） 月分から 月分まで 円

例）11月10日納期限分の場合→10月分

異動年月日 令和 年 月 日

異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 9.その他の理由を右欄に記入

異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者） 所在地 〒 フリガナ 名称

特別徴収指定番号

担当者 氏名 電話

法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（（ウ）と同額）を右欄に記入 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 1及び2に当てはまらない場合に記入してください。

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。

旧特別徴収義務者 6年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 入力者 点検

7年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 入力者 点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

税額通知書の左上の欄にある指定番号を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある宛名番号を書いてください。

特別徴収することができなくなった事由の番号を記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するか書いてください。

給与の支払を受けなくなった年月日を書いてください。

年税額から徴収税額を差引いた税額を書いてください。

納税義務者が転勤等された場合で引き続き新しい勤務先で特別徴収を行うよう連絡済のときは、毎月徴収する金額と徴収する最初の月を書いてください。

転勤等により新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称及び所在地を書いてください。

婚姻などで姓が変わった場合に書いてください。

税額通知書に記載された年税額を書いてください。

一括徴収する税額（未徴収税額と同額）を書いてください。

◎記 載 注 意

1．この届出書は、給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、それぞれ関係市区町村（給与所得者が令和７年１月１日現在居住していた市区町村）へ提出してください。

2．太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

3．「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。

・一括徴収する場合・・・・その理由について該当番号を記入し、「徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。

・一括徴収しない場合・・・・その理由について該当番号を記入してください。

◎転勤の場合

注意事項等

1 本書は、特別徴収（個人の市民税・県民税・森林環境税）を給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、誠当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

7

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 7 年 8 月 1 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地名称：〒649-6235 和歌山県岩出市西野209 ○○株式会社

個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）：△△△△△△△△△△△△△

担当者：課係名 給与係 / 氏名 紀州 緑 / 電話番号 0000-ΔΔ-xxxx / 内線

6年度 特別徴収指定番号 5555555 / 宛名番号 1

7年度 特別徴収指定番号 5555555 / 宛名番号 1

給与所得者：フリガナ イワデ タロウ / 氏名 岩出 太郎 / 新姓

生年月日 元号 3（1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成）47年 5月 5日

個人番号 x x x x x x x x x x x x

住所：1月1日現在 岩出市荊本 63-2 / 異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)
	例）11月10日納期限分の場合→10月分	
円 120,000	6 月分から 8 月分から 7 月分まで 5 月分まで 円 20,000	円 100,000

異動年月日：令和 7 年 7 月 25 日

異動の事由（※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。）：番号を記入 1 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 9.その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法：番号を記入 1 ← 1 特別徴収継続 / 2 一括徴収 / 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地名称：〒649-6256 和歌山県岩出市金池92 △株式会社

フリガナ サンカク

特別徴収指定番号：既にある場合は記入

担当者 氏名 山川 空 / 電話 0000-ΔΔ-xxxx

法人番号：○○○○○○○○○○○○○ ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、月割額 10,000 円 を 8 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）：番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入：円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 ← 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

◎退職で一括徴収の場合

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。**

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 7

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 8 年 2 月 5 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地 〒649-6235 和歌山県岩出市西野209
名称 ○○株式会社
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください） △△△△△△△△△△△△△

担当者 課係 給与係 氏名 紀州 緑 電話番号 0000-ΔΔ-××××

	特別徴収指定番号	宛名番号
6年度	5555555	2
7年度	5555555	2

給与所得者
フリガナ イワデ ハナコ 氏名 岩出 花子 新姓 ワカ 和歌
生年月日 元号 3 ← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 49年 3月 3日
個人番号 ××××××××××××
住所 1月1日現在 岩出市荊本63-2
異動後 アメリカ

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)
円 120,000	円 80,000	円 40,000

例）11月10日納期限分の場合→10月分
(イ) 6 月分から 2 月分から / 1 月分まで 5 月分まで

異動年月日 令和 8 年 1 月 29 日
異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 9.その他の理由を右欄へ記入
異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 2 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地 〒
名称 フリガナ
特別徴収指定番号 既にある場合は記入
担当者 氏名 電話
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 2 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入 円 40,000
左記の一括徴収した税額は、2 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
← 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

◎退職で普通徴収へ切り替える場合

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税・森林環境税を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。**提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 **機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。**

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 7

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

岩出 市長

令和 8 年 1 月 6 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）
所在地 〒649-6235 和歌山県岩出市西野209
名称 ○○株式会社
個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください） △△△△△△△△△△△△△

担当者 課係 給与係 氏名 紀州 緑 電話番号 0000-ΔΔ-××××

	特別徴収指定番号	宛名番号
6年度	5555555	3
7年度	5555555	3

給与所得者
フリガナ イワデ ハジメ 氏名 岩出 一 新姓
生年月日 元号 3 ← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 30年 1月 1日
個人番号 ××××××××××××
住所 1月1日現在 岩出市荊本63-2
異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)
円 120,000	円 70,000	円 50,000

例）11月10日納期限分の場合→10月分
(イ) 6 月分から 1 月分から / 12 月分まで 5 月分まで

異動年月日 令和 7 年 12 月 18 日
異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 2 ← 1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他 9.その他の理由を右欄へ記入
異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 3 ← 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）
所在地 〒
名称 フリガナ
特別徴収指定番号
担当者 氏名 電話
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否（新規の場合のみ記載） 番号を記入 ← 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額（(ウ)と同額）を右欄に記入 円
左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1 ← 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
7年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。